

第9回産業日本語研究会・シンポジウム

法制執務業務の効率化に向けて (e-LAWSの整備)

平成30年3月5日
総務省 行政管理局 行政情報システム企画課
情報システム管理室長 小高 久義

はじめに (総務省行政管理局での法令DBの整備経緯)



総務省組織令 (平成十二年政令第二百四十六号)

(行政管理局の所掌事務)

第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関すること。

五～十一 (略)

年 月	経 緯
昭和54年 4月 (1979年)	法令検索システム (各府省への提供) ※ホストコンピュータ
平成11年 1月 (1999年)	霞が関WAN (現: 政府共通ネットワーク) 経由での提供 ※ホストコンピュータ → サーバ
平成13年 4月 (2001年)	法令データ提供システム (総務省が整備した法令データの公開) ※e-Gov (インターネット) 経由で提供
平成28年10月 (2016年)	e-LAWS (法制執務業務支援システム) 運用開始 ※「霞が関で働く女性有志」の提言を踏まえ、システム整備
平成29年 6月 (2017年)	所管府省が確認・認証した法令データの公開 ※e-LAWSで整備した法令データをe-Gov (インターネット) 経由で提供

1 「霞が関で働く女性有志」の提言



持続可能な霞が関にむけて（抜粋）（平成26年6月 霞が関で働く女性有志）

（提言7）法律等立案作業の改善

- ▶ 直接携わる者の範囲は広くないものの、**法律等立案作業は、深夜・早朝・休日まで及ぶことの多い非常に負担の大きい業務の一つ**です。特に法案提出に向けた準備が集中する年末～3月頃にかけては、法制局審査等により連日深夜に及ぶ多大な負担がかかっています。
- ▶ 最終的な法律等の条文については、政策担当者自らが検討することが必須であり、また、国民の権利義務等へ直接的影響を与えるものであることから、**最大限の精査を欠かすことができません。**

出典：<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/teigen1.pdf>

2

2 法令改正作業（従前）



【現行条文の確認】

改正対象の現行法令を確定するためには、現行日本法規（注）と読み合わせを行い、内容の正確性の確認が必要。

（注）法務省大臣官房司法法制部が国の事業として編集。
現行日本法規にも反映されていない最近の改正情報は官報で補っている。

例えば、「特定商取引に関する法律」を改正する場合、91ページに渡る条文から改正箇所を確認する必要



【参照する法令の収集】



法案作成では、関係する条文をまとめて法令集を作成し、推敲にあたって参照する（参照条文）。

改正対象の現行法令と同様に、正確性が要求されるため、原本として現行日本法規を手作業でコピー、編集を行っていた。

（例）
改正に関係する100法令分の該当冊子、ページ特定
⇒ ヒモを外し、B5の黒本を拡大コピー
⇒ 改正後未施行の条文がある場合には、コピーした紙にその旨を記述
⇒ これを切り貼りして「参照条文」の出来あがり
※この作業に約5時間半かかった法案も

3

2 法令改正作業（従前）



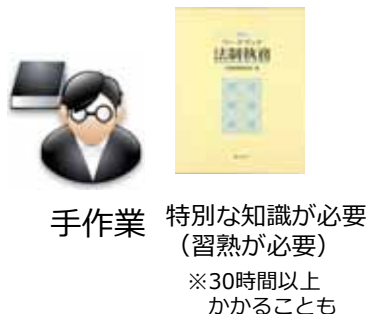
【新旧対照表の作成】

確認した現行条文を下欄（現行）に改正条文を上欄（改正案）に記載した新旧対照表を作成

正確な電子データがないと作成に時間がかかる

【法案（改め文）の作成】

新旧対照表を基に法案（改め文）を作成



児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。
 第一条中「父」の下に「又は母」を加え、「生活」を「生活等」に改め、「もつて児童の」を削る。
 第二条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

「改める文」については、いわば改正のための「道具」ですが、その独特のルール等ゆえ、作成・審査に莫大な労力を要しています。

3 法令改正（改め文）のしくみ



一部改正法令（改め文）

公布：平成13年6月22日
 施行：平成15年1月 1日

法律第五十九号
 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律
第一条 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
 第二条海の日の項中「七月二十日」を「七月の第三月曜日」に改め、同条敬老の日の項中「九月十五日」を「九月の第三月曜日」に改める。

国民の祝日に関する法律

【現行（平成13年6月22日時点）】

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。
 元日 一月一日 年のはじめを祝う。
 ……
 海の日 七月二十日 海の恩恵に…
 敬老の日 九月十五日 多年にわたり…
 ……

【改正後（平成15年1月1日時点）】

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。
 元日 一月一日 年のはじめを祝う。
 ……
 海の日 七月の第三月曜日 海の恩恵…
 敬老の日 九月の第三月曜日 多年に…
 ……

4 「改め文」とは？



対象となる法令のどの部分をどのように改めるかを、次の6種類の動詞を利用して逐語的に記述（逐語的改正方式）。

改正点が明確であり、かつ簡素に表現できるというメリットがあるため、法改正の方法として定着。

1	改める	第五条中「公団」を「機構」に改める。
2	加える	第四十七条中「理事」の下に「、経営管理委員」を加える。
3	削る	第十七条を削る。
4	繰り上げる 繰り下げる	第八項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。 第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げる。
5	付する	第十六条の次に次の章名を付する。
6	とする	第六条を削り、第五条を第六条とし、 第四条の次に次の一条を加える。

6

1 「霞が関で働く女性有志」の提言（続き）



持続可能な霞が関にむけて（抜粋）（平成26年6月 霞が関で働く女性有志）

（提言7）法律等立案作業の改善

- ▶ 直接携わる者の範囲は広くないものの、**法律等立案作業は、深夜・早朝・休日まで及ぶことの多い非常に負担の大きい業務の一つ**です。特に法案提出に向けた準備が集中する年末～3月頃にかけては、法制局審査等により連日深夜に及ぶ多大な負担がかかっています。
- ▶ 最終的な法律等の条文については、政策担当者自らが検討することが必須であり、また、国民の権利義務等へ直接的影響を与えるものであることから、**最大限の精査を欠かすことができません**。
- ▶ 一方で、現行の条文と改正後の条文とをつなぐ「改め文」については、いわば改正のための「道具」ですが、その**独特のルール等ゆえ、作成・審査に莫大な労力**を要しています。また、**習熟が容易でない技術であることから、ミスが発生しやすい**実情にもあります。
- ▶ 一時期、この「改め文」の要否について検討がなされた経緯ありますが、改めて検討経緯の確認等を行い、仮に**廃止が困難なのであれば**、各担当における作成は「新旧対照表」（現行の条文・改正後の条文の表）までとし、**「改め文」の作成については、習熟した職員が集中的に処理する体制を設けること等を検討すべき**と考えます。

出典：<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/teigen1.pdf>

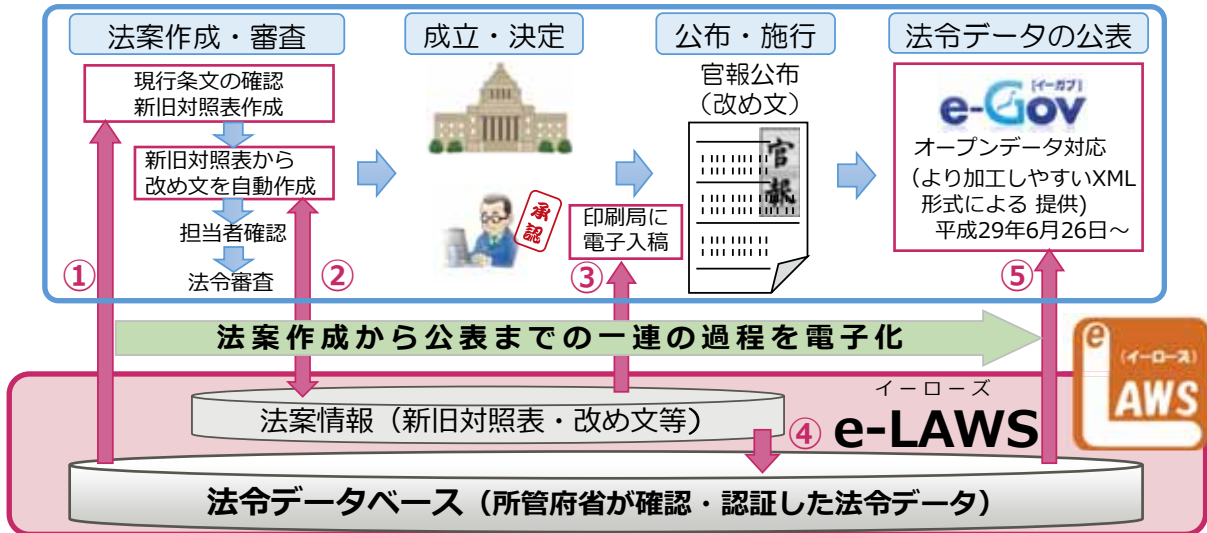
7

5 「法制執務業務支援システム (e-LAWS)」とは？



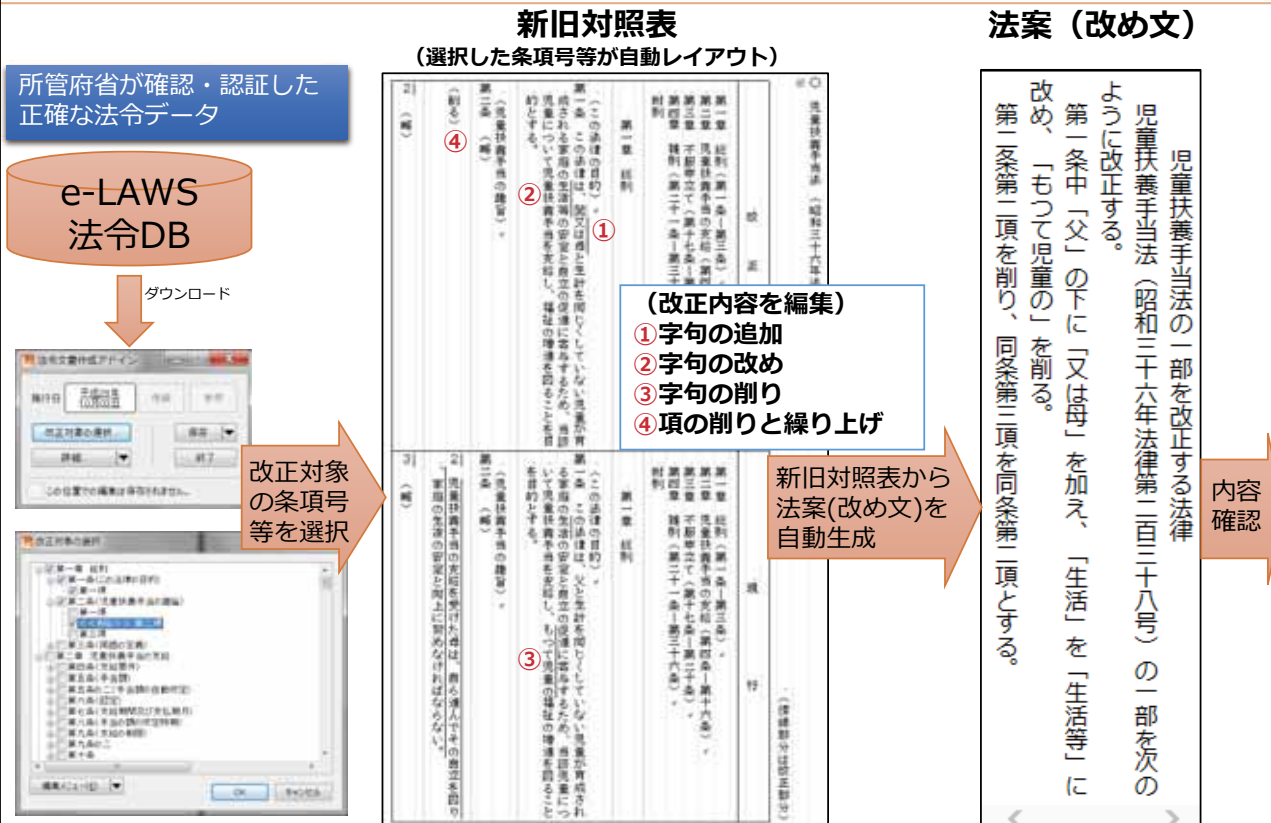
「霞が関で働く女性有志」の提言を踏まえ、業務省力化・平準化の観点から、ICTを活用し、法案等関係資料の作成支援等を行うシステムの開発を行うことを決定
 総務省行政管理局において、一連の法案等作成業務を支援する「e-LAWS」を開発し、平成28年10月3日から各府省において運用を開始

- ①所管府省が確認・認証した法令データを行政及び国民へ提供
- ②新旧対照表から改め文を自動作成するなど、法案担当者の負担を軽減



e-LAWSとは、法制執務業務支援システム(e-Legislative Activity and Work Support System)の頭文字を取った略称

6 e-LAWSを利用した法案等関係資料作成



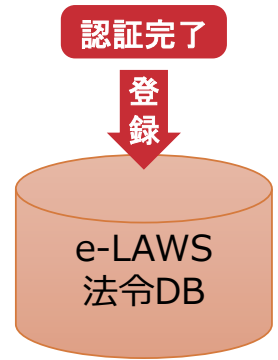
* 本資料の改正内容は、機能を明示するためのサンプルです。実際の改正内容とは異なります。

7 正確な法令データの整備（データセットアップ時）

① 基準日現在、効力を有している法令について、3者の法令データを突合

② 「突合結果」を、所管府省担当者が管理している法令情報や官報等で確認

③ 所管府省において、官報掲載に準ずる決裁を経て認証

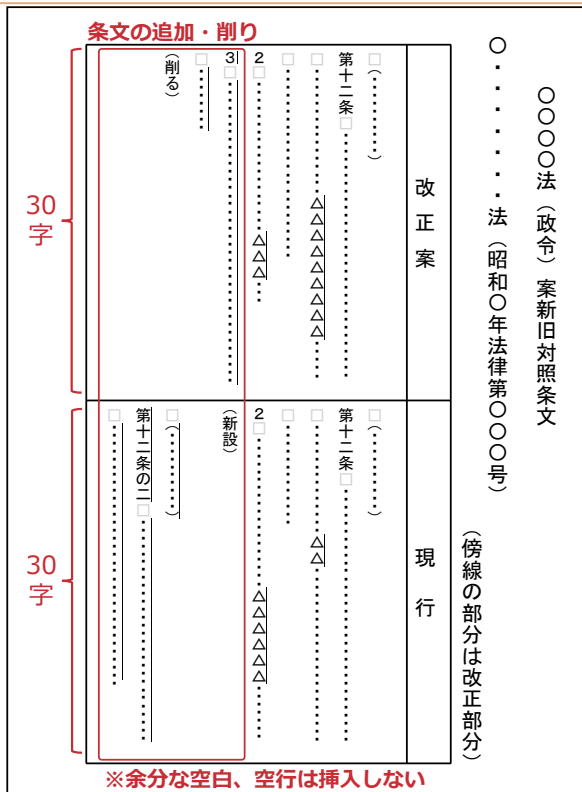


所管府省が確認・認証した法令データを整備

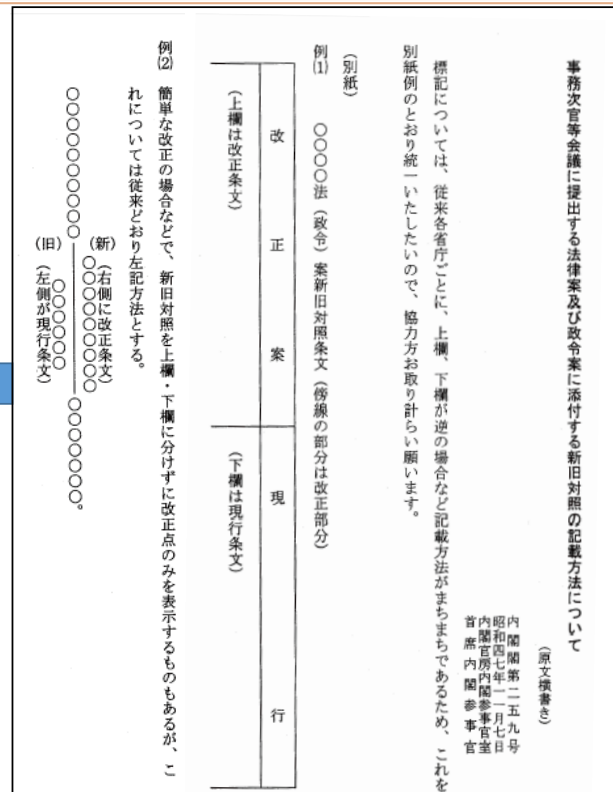
附則	附則	附則
1. この政令は、昭和二十五年十一月三日から施行する。	1. この政令は、昭和二十五年十一月三日から施行する。	1. この政令は、昭和二十五年十一月三日から施行する。
2. 銃砲火薬取締法施行規則（明治四十四年勅令第百十六号）は、廃止する。	2. 銃砲火薬取締法施行規則（明治四十四年勅令第百十六号）は、廃止する。	2. 銃砲火薬取締法施行規則（明治四十四年勅令第百十六号）は、廃止する。

三者突合（条文ごとに差分を明示）の結果を各府省庁の担当者が確認
 差分がある箇所については、官報（正誤情報も含む）を確認
 上記のケースでは、昭和二十五年十月三十一日の官報を確認する必要がある。

8 新旧対照表の標準化



e-LAWSで作成する
 新旧対照表の形式を統一（標準化）



各府省において、文字数、条文の追加・削りの表現等が異なっていた。

9 法令標準XMLスキーマの策定



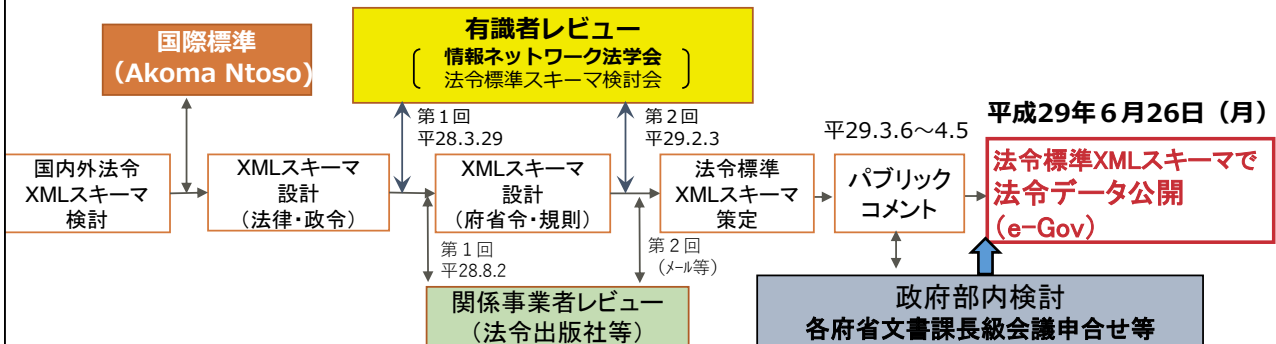
法令標準XMLスキーマ

要素数：134
属性数：34

パブリックコメント

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public
案件番号：145208896

構造		属性	
日本語	英語	属性名	英語
法令	Law	元号	Era
		年号	Year
		番号	Num
法令番号	LawNum		
法令本体	LawBody		
題名	LawTitle		
本則	MainProvision		
条	Article	番号	Num
項	Paragraph	番号	Num
号	Item	番号	Num



12

XML文書化された法令文書の例



```

<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<Law Year="36" Num="238" LawType="Act" Lang="ja" Era="Showa">
  <LawNum>昭和三十六年法律第二百三十八号</LawNum>
  <LawBody>
    <LawTitle>児童扶養手当法</LawTitle>
    + <TOC>
    - <MainProvision>
      - <Chapter Num="1">
        <ChapterTitle>第一章 総則</ChapterTitle>
        - <Article Num="1">
          <ArticleCaption>(この法律の目的)</ArticleCaption>
          <ArticleTitle>第一条</ArticleTitle>
          - <Paragraph Num="1">
            <ParagraphNum/>
            - <ParagraphSentence>
              <Sentence>この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</Sentence>
            </ParagraphSentence>
          </Paragraph>
        </Article>
        - <Article Num="2">
          <ArticleCaption>(児童扶養手当の趣旨)</ArticleCaption>
          <ArticleTitle>第二条</ArticleTitle>
          <Paragraph Num="1">
  
```

ダウンロード

13

報道資料

平成29年6月23日

法令データベース「e-Gov法令検索」のリニューアル公開

電子政府・オープンデータの新たなステップとして、法令データをより使いやすく、より身近なものにするため、6月26日、法令データベース「e-Gov法令検索」をリニューアル公開します。

本データベースは、二次利用が容易なオープンデータとして提供するため、各府省が確認した法令データを標準データ形式(XML形式)で提供するとともに、データを利活用しやすくするためのAPI機能なども提供します。

昨年10月に本格運用を開始した「法制執務業務支援システム」、通称「e-LAWS(イーローズ)」において整備された約8,000以上の法令データ(憲法、法律、政令、府省令、規則)を、「e-Gov法令検索」として公開します。

電子政府・オープンデータ推進につなげていくため、各府省が確認した法令データを二次利用可能な標準データ形式であるXML形式で提供(「法令標準XMLスキーマ」により「文法」を定義し、機械判読可能なデータを提供)するとともに、外部アプリケーションからデータを利活用するためのAPI機能や、バルク機能(XML一括ダウンロード機能)も提供します。

(1) 公開時期: 平成29年6月26日(月)午後

(2) 公開場所: e-Gov(電子政府の総合窓口)

URL: <http://www.e-gov.go.jp/>

(3) 参考資料: 「e-Gov法令検索(e-LAWSの法令データ)の公開」(PDF pptx)

14

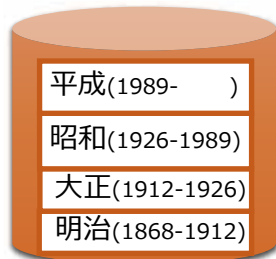
二次利用が容易なオープンデータでの提供

二次利用が容易な形式(XML)で、法令データを提供
さらに、バルクデータ及びAPIの提供により、利用者が必要な法令データを容易に入手可能

【29.4.1時点の全法令】
e-LAWS法令データ
(各府省が確認したデータ)

公開場所: e-Gov(電子政府の総合窓口)
URL: <http://www.e-gov.go.jp/>

憲法、法律、政令、府省令、規則等の現行8000法令について、二次利用を可能とするため法令構造を定義したXML形式でデータ提供



法令の条文 **様式**
XML形式で提供する法令データに加え、府省令・規則等で定めている登録申請様式等を、PDFデータで新たに提供(約10,000ファイル)



① API
外部アプリケーションから直接、法令データを入手できるAPIを提供することにより、必要な法令データを容易に入手可能

② バルクデータ
(XMLを束ねた一塊のデータ)
約8000法令の全てのデータを10年単位で約10分割することにより、10回のアクセスで全法令データを入手可能

検索方法などのクイックガイドを掲載

二次利用の例

- ・マイ六法 (自分の業務等に必要な法令データだけを集めた法令集)
- ・官報、英文法令、条例等他のデータとの連携
- ・研究用途として活用
構文解析、定義語抽出(目的、罰則規定等)、
条文内容の履歴解析 等

15

11 働き方改革への貢献（テレワーク）



パソコン1台あれば、家からe-LAWSに繋ぎ、
法案作成作業が可能に

必要なもの



必要なもの



パソコン1台のみ



16

おわりに



e-LAWSの開発

- ・ 政府(所管府省)が認証した法令データベースの構築
- ・ 働き方改革に資する法制執務業務の負担軽減

e-LAWSの法令検索をご利用ください。 <http://elaws.e-gov.go.jp/>
意見、要望についても随時受け付けてますので、よろしくお願いします。

今後

法令標準XMLスキーマをe-LAWS以外の官報データ、日本法令の外国語訳への適用等、法令情報の電子データの標準化ができればと考えているところです。

17